亀山市告示第１２６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４４条の２第１項及び第２項の規定により、市道上の違法放置等物件を除去し、保管したので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該違法放置等物件の占有者等は、亀山市産業建設部用地管理課に申し出ること。

令和３年５月３１日

亀山市長　櫻　井　義　之

１　保管した違法放置等物件

| 名称又は種類 | 形状 | 数量 |
|---|---|---|
| 普通自転車 | メーカー名　不明<br>商品名　不明<br>色　赤<br>車体番号　ＧＦ６Ｋ３７０１０<br>防犯登録番号　三重県警察　１０－Ｋ－０２１５０ | １台 |

２　保管した違法放置等物件が放置されていた場所

亀山市関町新所地内　市道新所南３号線路上

３　違法放置等物件を除去した日時

令和３年５月２８日　午前１１時

４　違法放置等物件の保管を始めた日時

令和３年５月２８日　午前１１時３０分

５　違法放置等物件の保管場所

亀山市野村町３７番地３　土木資材倉庫

６　連絡先

亀山市産業建設部用地管理課

電話　０５９５－８４－５１０２

７　所有権の帰属

告示の日から起算して６月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は亀山市長に帰属する。